

# 社団法人千葉県社会福祉士会定款

＜制定＞平成19年2月25日  
＜最新改正＞平成24年3月17日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県千葉市中央区千葉港4番3号に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする千葉県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技能の向上に関すること。
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
- (5) 社会福祉士の倫理及び資質向上に関すること。
- (6) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。
- (7) 福祉サービスの質の向上のための業務評価や苦情処理に関すること。
- (8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (9) その他前各号の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。
  - (2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者。
    - ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
    - イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者
  - (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- 2 本会の社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散

の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 法人法第112条の規定に関わらず、同法第111条第1項の責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

#### （入 会）

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得たものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

#### （退 会）

第7条 会員は、退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

#### （会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### （除 名）

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  - (2) 本会に対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき。
- 2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会 費)

- 第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 準会員は、総会において別に定める準会費を納入しなければならない。
  - 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (会費等の不返還)

- 第11条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

### 第3章 役 員

#### (種別及び選任)

- 第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
  - (2) 副会長 2人又は3人
  - (3) 理 事 (会長及び副会長を含む。「以下同じ。」) 15人以上20人以内
  - (4) 監 事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 3 会長、副会長は、理事の互選により定める。
  - 4 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
  - 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。
  - 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

#### (職 務)

- 第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序に従いその職務を行う。
  - 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 財産及び会計を監査すること。
    - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
    - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会もしくは理事会の招集を請求し、又は招集すること。

#### (任 期)

- 第14条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えて役員に選任されることはできないものとする。
- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

- 第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に

弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

#### 第4章 相談役

(相談役)

- 第17条 本会に、相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。
  - 3 相談役は4人以内、任期は2年以内とし、再任を妨げない。

#### 第5章 総会

(種別)

- 第18条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第19条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

- 第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第21条 通常総会は、毎年2回開催する。
- 2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
    - (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第24条 総会は、代議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第25条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、代議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その代議員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 代議員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の15日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第39条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第40条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。  
2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決により解散する場合は、代議員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 雑 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず平成20年5月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成24年3月18日から施行する。